

## 認知症高齢者の意思決定支援のあり方に関する研究

—その人の権利と意思を尊重していくために—

○ 日本福祉教育専門学校 金井 直子 (6301)

キーワード：認知症高齢者、意思の尊重、意思決定支援

### 1. 研究目的

新しい成年後見制度が施行されて12年が経過した現在、後見等を必要としている認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが増えている。また、これに対応すべく、2011（平成23）年6月に老人福祉法が改正され、新たに市民後見人を育成し活用していく体制の整備を創設した。そして今後は、福祉的ニーズに対する対応を中心とする身上監護を重視した後見が求められている状況である。一方、障害者基本法の改正や総合障害者福祉法において、「障害者の意思決定支援への配慮」が新たに規定された。このような背景のなか、被後見人がその人らしく生活していくためには、本人の意思を尊重しその意思決定を支援することが求められている。そのため本研究では、専門職後見人として、権利擁護を推進していく役割を担っている社会福祉士が、高齢者分野の特に認知症の方々の成年後見活動において、本人の意思決定支援をどのように実践しているのか、また、これらを可能とする環境条件を明らかにしていく。

### 2. 研究の視点および方法

#### (1) 研究の視点

- ①認知症高齢者の意思決定及び支援の特質の視点(関係性及び支援ネットワークの構築)
- ②意思決定支援の構造を踏まえた支援のプロセスの視点

#### (2) 方法

高齢者分野の特に認知症の方たちについての意思決定支援のあり方に関する研究は少ない。そのため、本研究では柴田の知的障害者の意思決定支援に関する以下の研究結果、①意思表示(意思疎通)支援、②意思形成支援(行動の奥にある本当の願いを支援する)、③意思実現支援(例えば、この町で暮らしたい)を参考にしたい。そしてこれらをもとに、本研究では、意思決定支援のあり方を①本人の意向を探る→②意思決定を可能とするための意思形成への支援→③決定された意思を実現するための支援と段階的に行われていくと考え、これらについて神奈川県内で成年後見活動をしている社会福祉士に半構造化面接を実施する。そしてその結果をもとに、意思決定支援の構造と支援のあり

方、社会福祉士による支援の特質などについて、整理・分析をしていく。

### 3. 倫理的配慮

個人情報に留意し、聞き取った結果については忠実に記載し、そして文献を引用する場合には、それらの原著を明らかにする。

### 4. 研究結果

本研究を通して、以下のことが得られた。①成年後見活動において、意思決定支援の考え方や支援方法は重要であり、今後避けて通ることができない。②被後見人の意思決定支援のためには、地域ネットワークの構築が必要である。③意思決定支援の強化により、本人の主体性とエンパワメントの強化が図られ、積極的な権利擁護が維持され、高められる。④社会福祉士の意思決定支援のあり方は、他の成年後見活動にかかわる者にとって標準的な支援のあり方につながる。

### 5. 考察

認知症の高齢者に対する自己決定や意思の確認については、成年後見人の実践上の課題でもあり、様々な試みを行いながら支援をしている現状があり、そしてこれらは成年後見活動に関わっている人達に共通した課題でもある。また、日本の成年後見制度は、3類型のなかで後見人等が行う身上監護や財産管理のあり方が決められており、様々な意思決定のあり方についてもその考え方により行われている。しかし、人間の意思決定はその人を取り巻く環境のなかで、またその人が生きてきた背景のなかで、またその場面のなかで、そして残された意思決定能力をもとに、判断されるべきではないだろうか。そしてこれらを可能とするためには、被成年後見人との信頼関係をもとにしたよりよい関係をつくりながら、これらを具現化していくことが求められている。